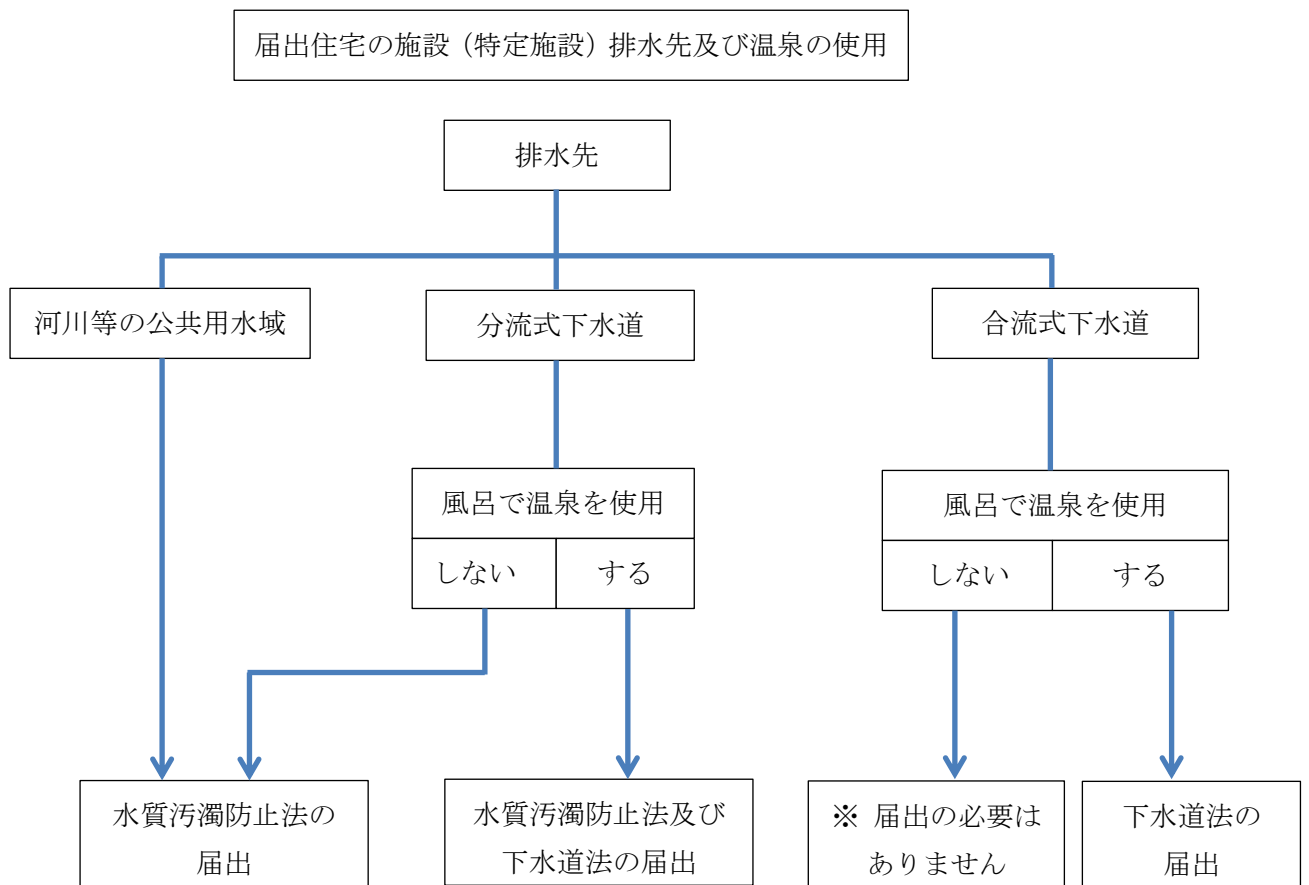


住宅宿泊事業法の施行に伴う

水質汚濁防止法・下水道法に関わる特定施設届出について

住宅宿泊事業法の施行（平成30年6月15日）に伴い、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者（民泊事業者）の施設について、水質汚濁防止法及び下水道法に関わる特定施設届出について以下のとおりとなります。



※ 届出の必要はありませんが、特定事業場となるため、水質測定の義務が発生します。
詳しくは、お問い合わせ下さい。

<問い合わせ先>

八王子市水循環部水環境整備課
水質保全担当
八王子市北野町 596-3
電話：042-642-1500